




# ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

## DOMESTIC TOPICS

### 『 inside 』といえど…？ ～ 知財高裁判決紹介 ～

知的財産高等裁判所(知財高裁)は、下記の本件商標と引用商標を非類似と認定し、KDDIが本件商標を指定商品(電気通信機械器具用モジュールなど)について使用しても、インテル・コーポレーションの商品との間で混同されるおそれが無いことを判断しました。(知財高裁H23(行ケ)10323号)

本件商標		引用商標
	≠	
		
		INTEL INSIDE XEON (標準文字)
		INTEL INSIDE CENTRINO (標準文字)

上記は特許庁が本件商標と引用商標の類似性、混同のおそれ等について審理した無効審判の審決取消訴訟の判決です。

判決において知財高裁は、本件商標がKDDIにより使用された場合でも商品の出所の混同のおそれが生じないこと等の理由として、以下を挙げています。

- ☑ 最終製品に内蔵されているため製品の外観上はその存在を見て取ることができない製品(部品)の商標として、「inside」の文字を用いた構成とすることが、格別に独創性の高いものであるとはいえない。
- ☑ 「inside」の文字は、「内側の」等の意味合いを持つ一般的な語であり、これ以外の文字と結合させることも含め、多様な用法が想定できる。
- ☑ 「…inside」又は「…INSIDE」という構成の商標が使用された商品又は役務が直ちにインテル・コーポレーションの商品又は役務であると誤信される程に強い出所識別機能を有しているとまではいえない。

ちなみに現在、国際分類第7類～第11類に属する機械関連商品について、「inside」という構成の登録商標は、KDDIの本件商標以外に13件確認されます。また、「INSIDE」、「インサイド」の文字のみからなる登録商標も存在します(第1757484号、第2283244号、第4373454号)。

[弁理士 山本岳美]

## OVERSEAS TOPICS

### 韓国 最近の商標事情

～ 韓国改正商標法関連 ～

#### 1. 優先審査の要件緩和

商標登録出願の優先審査制度の利用促進を図るため、出願人が、出願商標の使用又は使用予定を理由とした優先審査を申請する際の要件が大幅に緩和されました。

従来は	2012年4月1日からは
<p>全ての指定商品又は役務についての出願商標の使用又は使用予定を証明する必要があった。</p>	<p>主要な指定商品又は指定役務についての出願商標の使用又は使用予定を証明すれば足りる。</p>

韓国の商標登録出願の審査期間は出願日から約10ヶ月程度ですが、出願が優先審査対象と認められた場合、最短で2～3ヶ月程度で商標登録(商標権取得)が可能となります。

#### 2. 商標の使用意思の証明

一出願における指定商品又は指定役務の過剰指定を防止するため、以下に例示するケースに該当する出願は、商標を使用する意思の証明が求められることとなりました。

- 法令上、出願人が指定商品・役務に関する業務を行うことが禁止・制限されている場合。
- 類似関係のない商品・役務が5種類以上指定された場合。
- 大規模な資本や設備を要する事業(デパート業、銀行業、航空運送業など)に関する役務を個人が指定した場合。
- その他、類似関係のない多数の役務を指定した出願など、審査官が出願人による商標の使用の意思が希薄と判断した場合。

上記は2012年3月15日以降の出願から適用されます。

#### 3. 音響商標・匂い商標の審査基準

3月15日の改正商標法で導入された音響商標・匂い商標の審査基準が公表されました。主な内容は以下の通りです。

- 識別力の判断：音響商標・匂い商標は原則として識別力は認められず、使用の結果、識別力を獲得した場合にのみ登録できる。
- 商標類否の判断：音響商標は他の音響商標と、匂い商標は他の匂い商標とのみ類否が判断される。これらと文字・図形商標等との類否は審査されない。
- 商標の機能性の判断：商品「ビール」についてビール瓶の栓を抜く音や、商品「タイヤ」についてゴムの匂い等は、商品の機能確保に不可欠な音又は匂いに該当し、登録できない。

